

## 高齢者福祉

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や、要介護高齢者を支える家族の状況の変化などの社会的な背景から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されてから、今年で21年が経過します。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの基盤整備のほか、介護予防の推進や生きがいつくりの促進、生活環境の整備など、様々な高齢者施策に総合的に取り組んでいます。

### 1 高齢者の状況

#### (1) 65歳以上の人口

（令和3年3月31日現在 単位：人）

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	9,178	10,389	6,668	4,906	3,106	1,119	255	14	35,635	31.4
女	10,945	13,379	9,921	8,655	6,685	3,560	1,161	179	54,485	39.9
合計	20,123	23,768	16,589	13,561	9,791	4,679	1,416	193	90,120	36.0

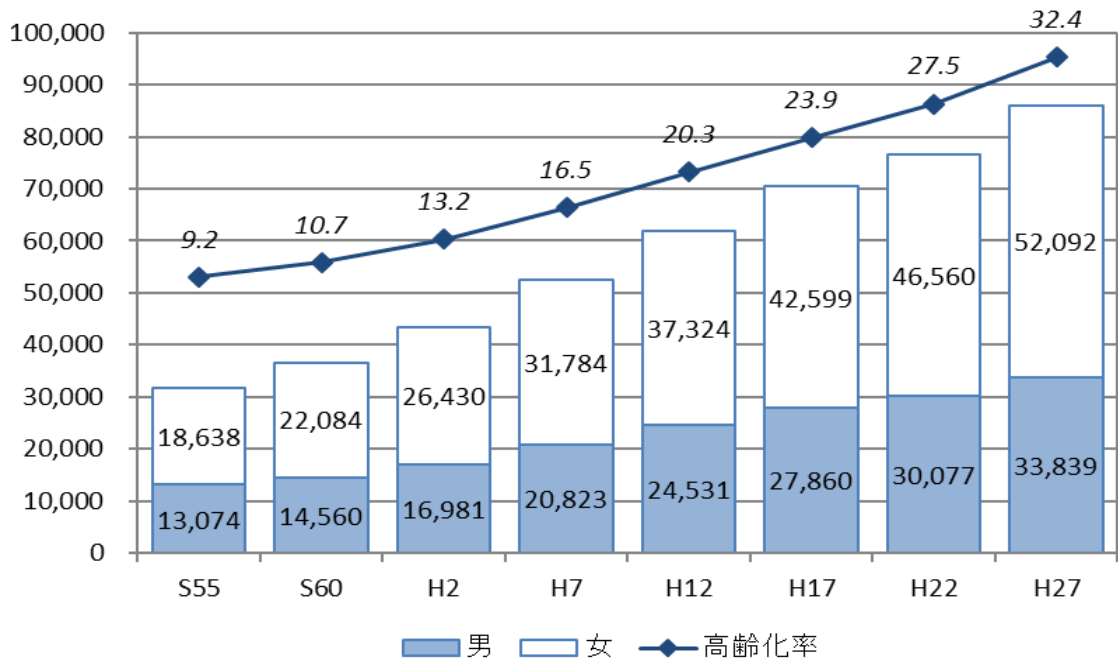
65歳以上の人口割合

(単位：人，%)

区分 年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0
27	265,979	85,931	33,839	52,092	32.4	29.1	26.6
令和2	251,891	90,122	35,715	54,407	35.8	32.1	28.7

※ 国勢調査（昭和55年～平成12年は旧町村分を合算）

※ 令和2年の函館市の人口および高齢化率は令和2年12月末現在（住民基本台帳）とし、北海道および国の高齢化率は令和3年1月1日現在



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成27年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,739	1,211	897	627	589	5,063
女	3,029	3,119	3,266	3,128	2,543	15,085
計	4,768	4,330	4,163	3,755	3,132	20,148

## 2 第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期函館市介護保険事業計画（2021年3月策定）

### (1) 計画策定にあたって

#### ア 計画策定の根拠および背景

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。

本市では、1993年に初めて老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を、2000年には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直しながら、これまで高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。なお、1994年には「いきいき長寿都市」を宣言し、継続してその宣言の趣旨をこの計画の基本理念としています。

このような中、2019年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられたほか、2020年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布に伴い介護保険法が改正されるとともに、国からは、2040年を見据えた介護保険サービスの利用量等を推計するデータ作成システムが提供されたところであり、地域住民の複雑化・複合化した課題の解決のための支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等を推進する、中長期的な視野に立った計画としています。

#### イ 計画期間

2021年度～2023年度（3年間）

#### ウ 計画策定に向けた体制および取組

以下の取組などを通じて本計画を策定しています。

##### (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

- ・ 構成員15名、2020年度4回開催

##### (イ) 市民への情報公開

- ・ 函館市高齢者計画策定推進委員会の会議の公開および協議経過をホームページ上で公開
- ・ パブリックコメントの実施

##### (ウ) 各種調査の実施

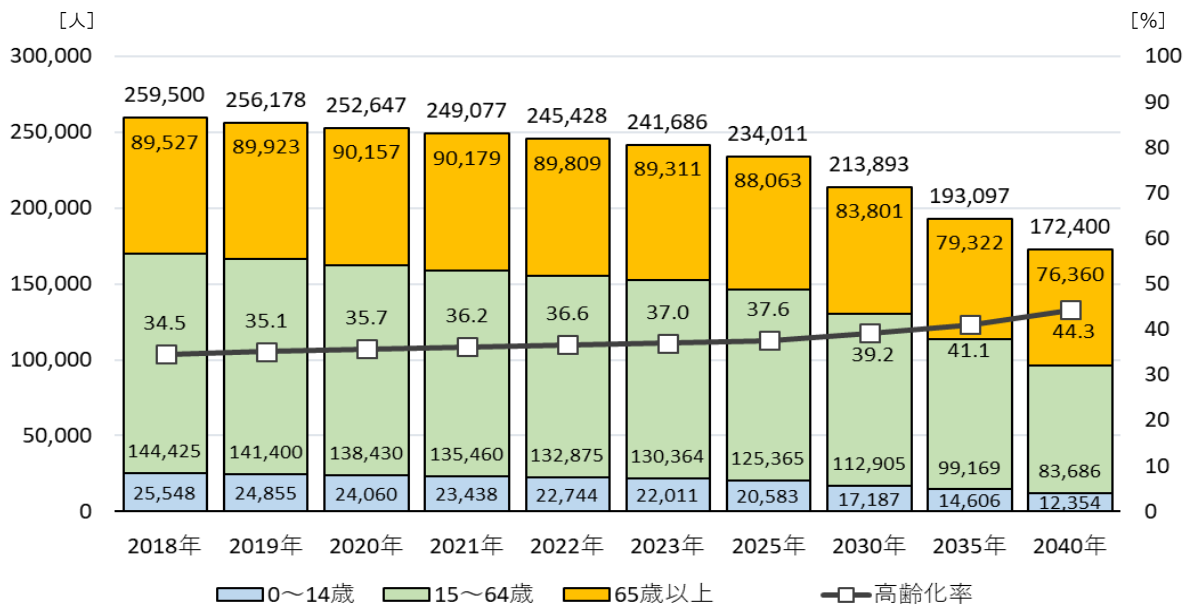
- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・ 在宅介護実態調査
- ・ 介護保険施設等需給状況調査
- ・ 介護人材の確保、定着に関する実態調査
- ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

## (2) 高齢者を取りまく現状と課題

### 【現状1】

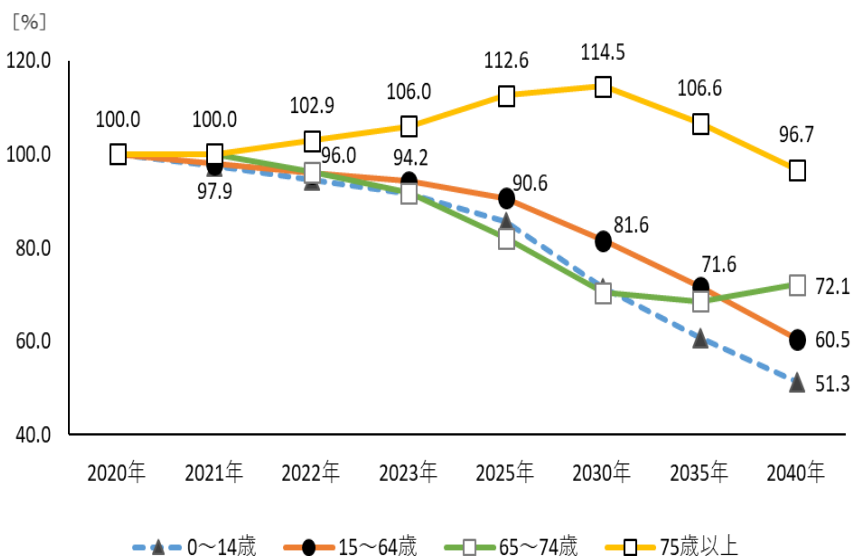
本市の総人口は減少傾向にあり、高齢者数、生産年齢人口ともに減少していくものと見込まれますが、65歳未満の人口の減り方が高齢者数の減り方を上回るため、今後も高齢化率は上昇していくことが予測されます。

【本市の人口と高齢化率】



※2018年～2020年：住民基本台帳の9月末時点実績値  
 ※2021年～2040年：住民基本台帳（2015～2020年の各年9月末時点）の各歳人口を基にコーホート変化率法により独自推計した

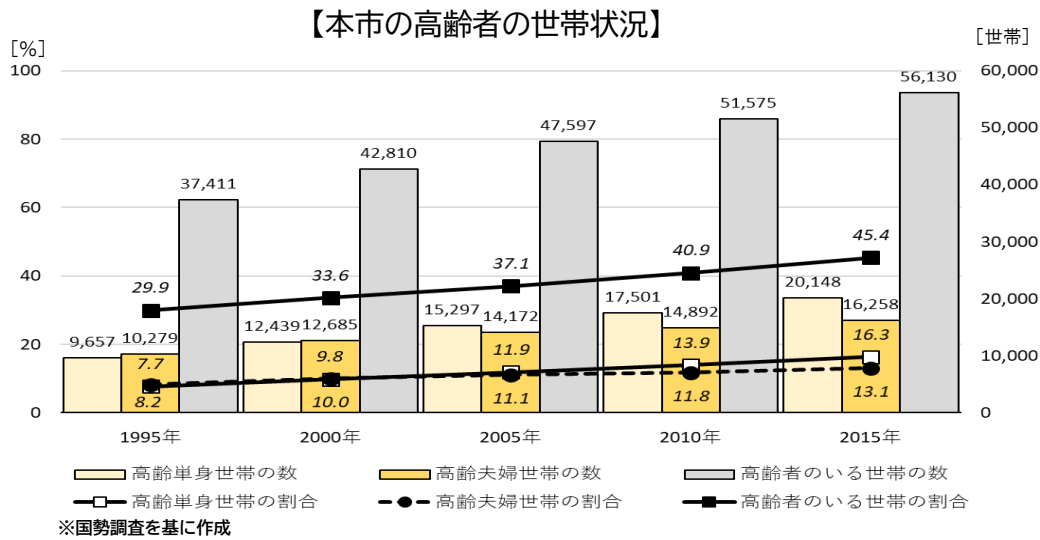
【参考：2020年9月末時点を100とした場合の年齢区分ごとの増減推移】



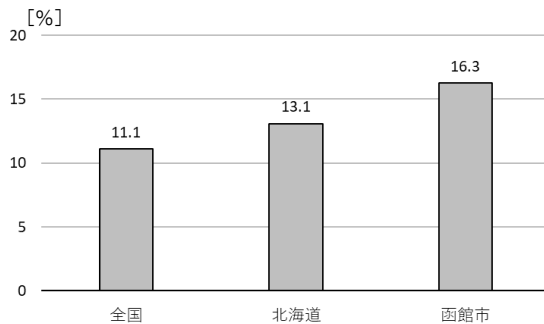
## 【現状2】

本市では一般世帯に占める高齢単身世帯の割合は増加傾向であり、2015年の国勢調査では、一般世帯のうち16.3%が高齢単身世帯となっており、国や北海道と比較して高い状況にあります。

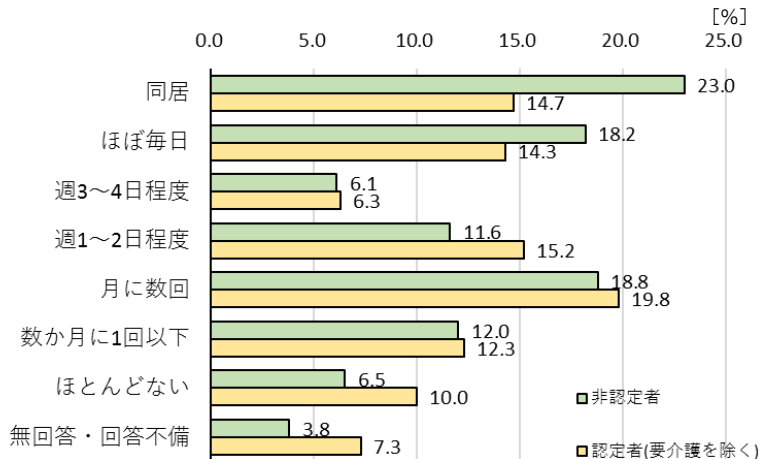
また、要支援者等の約5割が単身世帯であることや、家族・親族との交流の頻度が少ない高齢者の存在などから、高齢者の心身機能が低下した際に、頼ることができる家族等がおらず、介護サービスの利用につながりやすいことがあるものと推察されます。



### 【参考：2015年国勢調査結果における一般世帯に占める高齢単身世帯の割合の比較】



### 【家族・親族との交流の頻度】



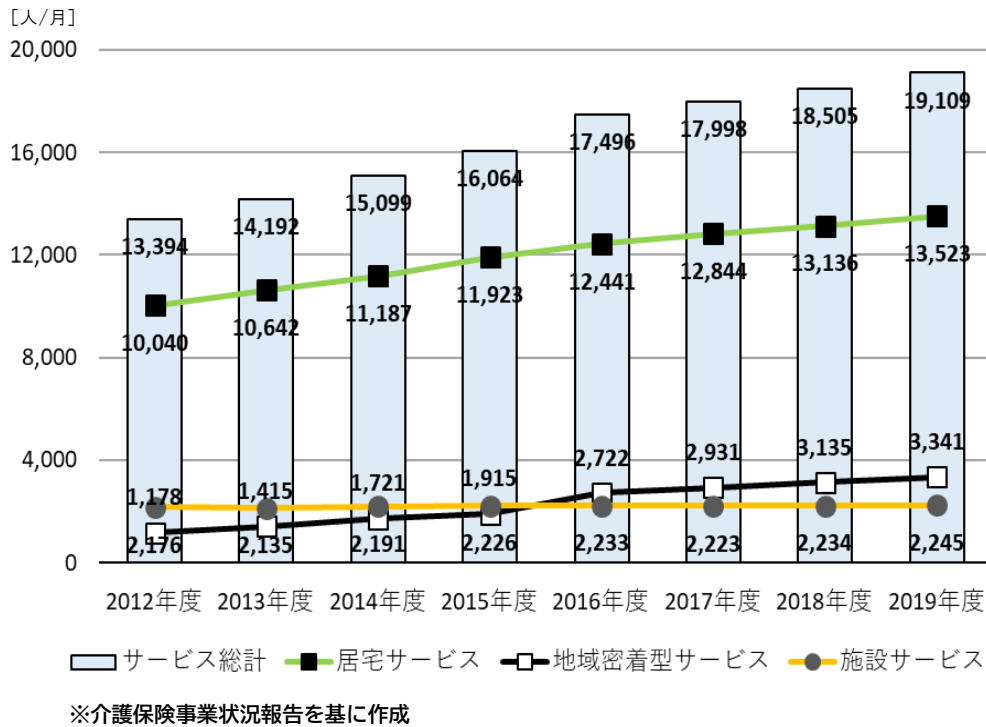
※2019年度 介護予防・日常生活圏域二重調査

※非認定者…要介護等の認定を受けていない人（いわゆる健康者）

※認定者…要介護等の認定を受けている人のうち、要介護1～5以外の人

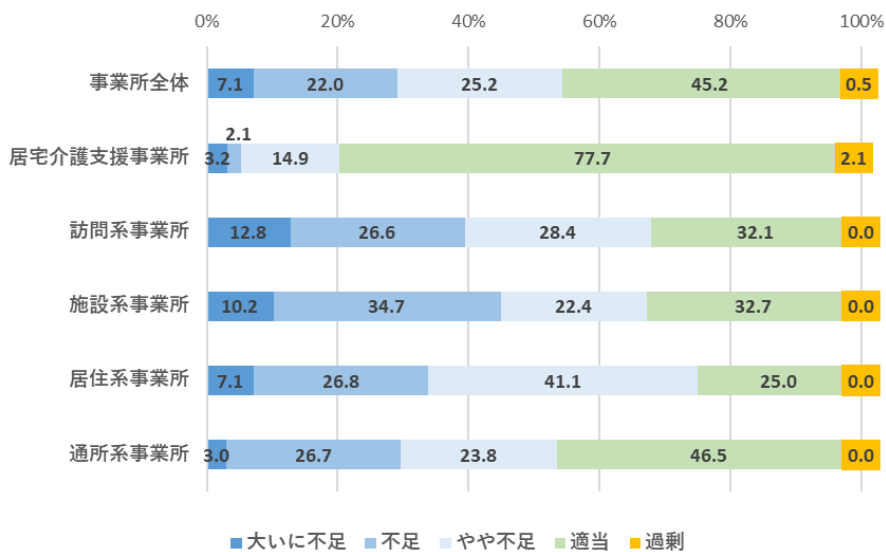
## 【介護保険サービスの利用者数（月平均）】

施設サービスの利用者数は横ばい、居宅および地域密着型のサービス利用者数は増加傾向にあります。



## 【サービス類型別の従業員の過不足の状況】

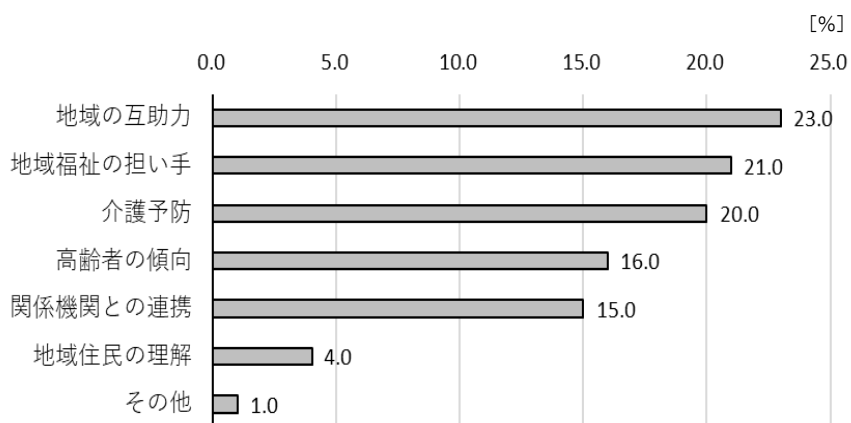
市内介護サービス事業所の約5割が、従業員の不足を感じています。



### 【現状3】

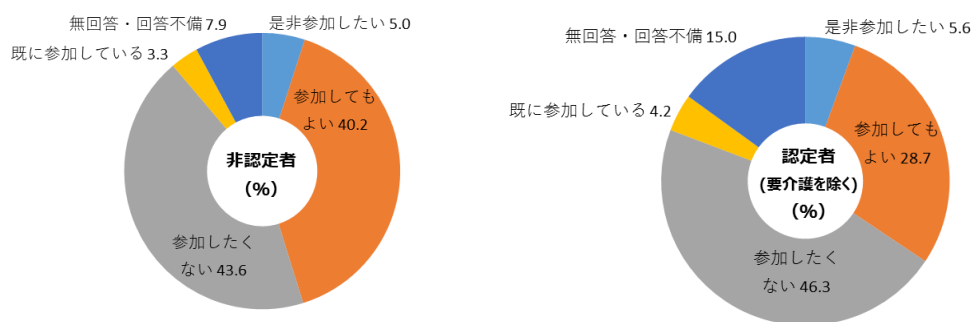
地域においても、住民同士の互助力の低下や手助けが必要な世帯の増加などが課題として認識されてきている一方で、地域づくりに前向きな高齢者が一定数存在することが分かっています。

#### 【地域ケア会議で抽出された地域課題】



※2019年度 函館市地域包括支援センター活動実績

#### 【地域づくりに参加してみたい人の割合】



※2019年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※非認定者…要介護等の認定を受けていない人（いわゆる健常者）

※認定者…要介護等の認定を受けている人のうち、要介護1～5以外の人

## 【高齢者を取りまく現状から考えられる課題】

今後、本市の高齢者数は減少していきませんが、医療や介護のニーズが高い75歳以上の後期高齢者の数は2030（令和12）年には現在から1割程度増加した後、2040（令和22）年には現在と同じ水準まで減少する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は2030（令和12）年には現在から約2割、2040（令和22）年には約4割減少することが予測されており、増加する医療・介護ニーズに対して、高齢者の生活を支える担い手の確保は年々厳しくなっていくことが見込まれます。

このため、高齢化がいつそう進むなかで、「支える側」と「支えられる側」という社会から、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる社会に変えていくことが求められます。

また、本市の要介護（要支援）認定率は他都市と比較して高い状況にありますが、この要因としては、要支援者等の約5割が単身世帯であることや、一般世帯に占める高齢単身世帯の割合が全国や北海道に比べて高いこと、家族・親族との交流の頻度が少ない高齢者の存在などから、高齢者の心身機能が低下した際に、頼ることができる家族等がおらず、介護サービスの利用につながりやすいことがあるものと推察されます。

このようなことから、高齢者が住み慣れた地域で、今後も生活を営むことができるようにするために、介護予防と健康増進への取り組みにより高齢者本人が心身機能の維持・向上を図ることにより、介護ニーズの発生を抑えることはもとより介護サービスの利用負担をできるだけ抑え、また、介護サービスを含む様々な産業の担い手不足の観点からも、元気な高齢者は就労やボランティアなど、地域の担い手として積極的に活躍していただくことや、介護サービス事業所の運営体制を充実させることなどが求められます。

地域においても、住民同士の互助力の低下や手助けが必要な世帯の増加などが課題として認識されてきている一方で、地域づくりに前向きな高齢者が一定数存在することが分かっていることから、このようなキーパーソンとなる方々を地域活動に結び付けていくこと、また、そのような方々と地域包括支援センター等の関係機関が協力し、地域活動への参加の意識の浸透を図り、多様な主体による高齢者の生活の支援体制づくりを進めていくことが重要です。

このほか、現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大傾向にあることから、感染の予防に十分留意して各種の施策を進めていく必要があります。



### (3) 計画の基本的な考え方と施策

#### ア 計画の基本理念と基本方針

本市では1994（平成6）年12月10日に、21世紀の本格的な高齢社会においてめざすべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、「いきいき長寿都市」を宣言しました。

この宣言から26年が経過した今も我が国の平均寿命は伸び続けており、超高齢社会を迎えているなかで、健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築くことは、いっそう重要になっています。したがって、この宣言の趣旨を本計画の基本理念とし、以下の3つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。

#### 【 基本理念 ～いきいき長寿都市宣言～ 】

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

#### ■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

##### 【施策の方向性と取組の内容】

今後も高齢化が進行するなかで、市民が住み慣れた地域で高齢期の生活を安心して営むことができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係団体や民生委員・児童委員、町会、地域住民等と連携し、さらなる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、高齢者の数は減少していくものの、75歳以上の後期高齢者の数は増加することが予測されており、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者も増加することが見込まれることから、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めるとともに、認知症の人やその家族が孤立せず、地域の理解と協力のもと暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の促進や相談先の周知、支援体制の強化に取り組みます。

#### ■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

##### 【施策の方向性と取組の内容】

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、一人ひとりが健康を維持することや、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

このため、介護予防や健康づくりに関する知識の普及に努めるほか、高齢者が身近な場所でこれらの活動に取り組むことができるよう、介護予防教室や地域で介護予防に主体的に取り組む住民グループへの支援等を実施するとともに、高齢者が趣味や特技、サークル活動、ボランティア活動、就業等を通じて地域で交流・活躍できる機会や場を広げていく取組を進めます。

また、高齢者の日常生活の活動能力を高めて社会参加を促すことも重要であることから、リハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）や管理栄養士等と連携し、高齢者の自立支援を推進します。

さらに、市民、団体、行政といったあらゆる主体が連携した市民協働のまちづくりや福祉のまちづくり、交通安全対策、消費者・防犯意識の啓発、防火・防災対策、高齢者向けの住まいの確保などに取り組み、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

### ■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

---

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

#### 【施策の方向性と取組の内容】

今後も少子高齢化が進み、介護分野の人的制約が強くなっていくなかで、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供ができるよう、人材の確保や介護業務の効率化、質の向上を図ることが重要です。

このため、介護職員初任者研修の受講に対しての支援、元気な高齢者（アクティブシニア）や再就職を希望する方に対しての介護業界への参入促進等の人材確保施策、介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減などに取り組むほか、介護サービス従事者を対象とした研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。

また、介護保険制度は公費と被保険者の保険料により運営する社会保険制度であることから、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等の費用の適正化に取り組みます。

このほか、新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、高齢者が必要なサービスを受けられることができるよう、市と北海道、保健所、医療機関、介護サービス事業所等が適時・適切に連携を図り、感染拡大の防止とサービス提供体制の確保に努めます。

## イ 個別施策

基本方針	基本施策	
	施策目標	個別施策
I 地域の 支え合いの 推進	<b>1 共に支え合う地域づくりの推進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします</li> <li>支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>(2) 地域ケア会議の推進</li> <li>(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化</li> <li>(4) 高齢者虐待防止の推進</li> <li>(5) 地域における見守り活動の推進</li> <li>(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実</li> <li>(7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進</li> </ul>
	<b>2 在宅医療・介護連携の推進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li> <li>(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実</li> </ul>
	<b>3 認知症高齢者等への支援の充実</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知識の普及と理解の促進</li> <li>(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化</li> <li>(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進</li> <li>(4) 成年後見制度の利用促進</li> </ul>
II 自立した 生活のできる 環境の 整備	<b>4 介護予防・健康づくりによる自立の推進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防の普及・啓発</li> <li>(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援</li> <li>(3) 地域リハビリテーションの推進</li> <li>(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進</li> </ul>
	<b>5 主体的な社会参加の促進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支え合い活動への参加支援</li> <li>(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進</li> <li>(3) 就業機会の拡大</li> </ul>
	<b>6 暮らしやすいまちづくりの推進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民協働の推進</li> <li>(2) 安心・安全な生活の確保</li> <li>(3) 福祉のまちづくりの推進</li> <li>(4) 高齢者向け住まいの充実</li> </ul>
III 介護 保険 制度 の 安定 した 構築	<b>7 介護保険制度の適正な運営</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報発信の充実</li> <li>(2) 人材の確保と業務改善の推進</li> <li>(3) 事業者への支援・指導体制の充実</li> <li>(4) 低所得者向け施策の実施</li> <li>(5) 介護認定の公平性・公正性の確保</li> <li>(6) 介護給付適正化計画の推進</li> </ul>

ウ 個別事業

基本方針	
基本施策	
個別施策	
事業名	
I	地域の支え合いの推進
1	共に支え合う地域づくりの推進
(1)	地域包括支援センターの機能強化
	ア 地域包括支援センターの体制整備 イ 地域包括支援センターとの連携・協働 ウ 地域包括支援センターの普及・啓発 エ 福祉拠点の整備
(2)	地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催 イ 地域ケア会議の充実
(3)	高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
	ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 イ 東部地区外出支援サービス ウ 除雪サービス エ 「食」の自立支援事業 オ 高齢者生活援助員派遣事業 カ ショートステイ事業 キ シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ク 在宅福祉ふれあいサービス事業 ケ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業 コ 介護支援ボランティアポイント事業 サ くらしのサポーター養成事業 シ 生活支援体制整備事業
(4)	高齢者虐待防止の推進
	ア 高齢者虐待防止の普及・啓発 イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築 ウ 高齢者虐待事例への対応
(5)	地域における見守り活動の推進
	ア 高齢者見守りネットワーク事業 イ 地域の見守り活動の普及・啓発
(6)	介護に取り組む家族等への支援の充実
	ア 家族介護者交流事業 イ 男性家族介護者交流事業 ウ 介護マーク配付事業 エ 家族介護支援員の配置 オ 家族介護慰労事業 カ 家族介護用品給付事業 キ 認知症サポーター養成事業
(7)	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進
	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進

基本方針		
基本施策		
個別施策		事業名
I 地域の支え合いの推進		
2 在宅医療・介護連携の推進		
(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討		PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の運営
(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域の医療・介護の資源の把握</li> <li>イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進</li> <li>ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</li> <li>エ 地域住民への普及・啓発</li> <li>オ 医療・介護関係者の情報共有の支援</li> <li>カ 医療・介護関係者の研修</li> </ul>
3 認知症高齢者等への支援の充実		
(1) 知識の普及と理解の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 認知症ケアパスの普及および活用</li> <li>イ 認知症ガイドの配布</li> <li>ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施</li> <li>エ 若年性認知症への理解の促進</li> </ul>
(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 認知症サポーター養成事業</li> <li>イ 認知症カフェを実施する団体等への支援</li> <li>ウ 認知症地域支援推進員の配置</li> <li>エ 認知症関連団体支援事業</li> </ul>
(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 認知症相談の実施</li> <li>イ 認知症初期集中支援チームの配置</li> <li>ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム</li> </ul>
(4) 成年後見制度の利用促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成年後見センターの設置・運営</li> <li>イ 市民後見人の養成</li> <li>ウ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>

基本方針		
基本施策		事業名
個別施策		
II 自立した生活を送ることができる環境の整備		
4 介護予防・健康づくりによる自立の推進		
(1) 介護予防の普及・啓発		
	ア	介護予防の普及・啓発
	イ	介護予防教室
	ウ	介護予防体操の普及
(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援		
	ア	地域住民グループの支援
	イ	介護予防体操リーダーの養成
	ウ	介護支援ボランティアポイント事業
	エ	くらしのサポーター養成事業
(3) 地域リハビリテーションの推進		
		地域リハビリテーション活動支援事業
(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進		
	ア	心身の健康の増進
	イ	感染症の予防
5 主体的な社会参加の促進		
(1) 支え合い活動への参加支援		
	ア	介護支援ボランティアポイント事業
	イ	くらしのサポーター養成事業
	ウ	生活支援体制整備事業
(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進		
	ア	社会参加の促進
	イ	生涯学習の充実・促進
	ウ	スポーツ活動の推進
(3) 就業機会の拡大		
	ア	高齢者の雇用の確保と促進
	イ	シルバー人材センターへの支援
	ウ	就業支援の実施等
6 暮らしやすいまちづくりの推進		
(1) 市民協働の推進		
	ア	市民活動への支援
	イ	町会活動への支援
(2) 安心・安全な生活の確保		
	ア	交通安全対策の強化
	イ	消費者・防犯意識の啓発
	ウ	防火・防災対策の強化
(3) 福祉のまちづくりの推進		
	ア	道路の整備
	イ	公園・緑地等の施設整備
	ウ	公共交通の利便性の向上
(4) 高齢者向け住まいの充実		
	ア	高齢者福祉施設への入所・入居
	イ	高齢者向け住宅の供給確保
	ウ	住宅改修等への支援

基本方針		
	基本施策	
	個別施策	
		事業名
Ⅲ 安定した介護保険制度の構築		
	7 介護保険制度の適正な運営	
	(1) 情報発信の充実	
	ア	制度の周知・啓発
	イ	介護サービスに関する情報提供
	(2) 人材の確保と業務改善の推進	
	ア	サービス従事者の育成と質の向上
	イ	介護職員の人材確保
	ウ	介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減
	エ	介護サービスにおける事故防止の徹底
	(3) 事業者への支援・指導体制の充実	
	ア	適正な事業者の指定
	イ	事業者への指導・監査
	(4) 低所得者向け施策の実施	
	ア	介護保険料の軽減
	イ	介護保険料の減免
	ウ	利用者負担の軽減
	(5) 介護認定の公平性・公正性の確保	
	ア	訪問調査
	イ	介護認定審査会
	(6) 介護給付適正化計画の推進	
		介護給付適正化計画の推進

#### (4) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを、東部圏域にはブランチ1か所を設置し、介護保険サービス等の相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行い、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進するとともに、8050問題のように個人・家族の複雑化した問題に対応する「福祉拠点」としての相談・支援体制を整え、地域で支える福祉の実現を図ります。

##### <日常生活圏域の町名>

圏域	町名
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東中央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目～3丁目, 花園町, 日吉町1丁目～4丁目
東中央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目～3丁目, 中道1丁目・2丁目, 鍛冶1丁目・2丁目
北東部第2	美原1丁目～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目～3丁目, 石川町, 昭和1丁目～4丁目
北東部第3	山の手1丁目～3丁目, 本通1丁目～4丁目, 陣川町, 陣川1丁目・2丁目, 神山町, 神山1丁目～3丁目, 東山町, 東山1丁目～3丁目, 水元町, 亀田大森町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目～3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東部	戸井地区 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大濶町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	鍛法華地区 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町





(5) 第8期計画における介護保険サービス等の利用量の見込み

2021年度以降の介護保険サービス等利用量の見込みについては、2020年9月末日時点で算出した要介護（要支援）認定者数の推計値と、2020年度のサービスの利用見込量を基に算出しています。

また、介護保険施設等需給状況調査の結果や、介護人材不足により一部の施設・居住系サービス事業所で空床が発生していることなどを考慮し、第8期介護保険事業計画期において施設・居住系サービス事業所の新設は行わないこととします。

(人)

介護保険サービス	2021年度	2022年度	2023年度	計
<b>居宅（介護予防）サービス</b>				
訪問サービス	78,120	78,948	79,944	237,012
通所サービス	52,416	55,500	56,376	164,292
短期入所サービス	9,048	10,884	11,136	31,068
福祉用具・住宅改修サービス	82,644	83,496	84,528	250,668
特定施設入居者生活介護 ※	8,952	9,108	9,264	27,324
介護予防支援・居宅介護支援	109,980	111,372	113,028	334,380
計(A)	341,160	349,308	354,276	1,044,744
<b>地域密着型（介護予防）サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,272	10,368	10,512	31,152
夜間対応型訪問介護	12	12	12	36
地域密着型通所介護	10,008	10,140	10,296	30,444
認知症対応型通所介護	828	840	852	2,520
小規模多機能型居宅介護	5,472	5,544	5,628	16,644
認知症対応型共同生活介護	9,948	10,236	10,512	30,696
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,392	4,752	5,112	14,256
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,620	1,620	1,620	4,860
看護小規模多機能型居宅介護	1,344	1,356	1,368	4,068
計(B)	43,896	44,868	45,912	134,676
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	14,532	15,036	15,516	45,084
介護老人保健施設	9,684	10,056	10,416	30,156
介護医療院	2,232	2,340	2,436	7,008
介護療養型医療施設	1,284	1,308	1,332	3,924
計(C)	27,732	28,740	29,700	86,172
合計(A+B+C)	412,788	422,916	429,888	1,265,592

※ 東部圏域の楯法華地区の地域特性に鑑み、同地区内の公設民営型の特定施設入居者生活介護を5床増床し、その利用量を反映

(人)

介護予防・生活支援サービス	2021年度	2022年度	2023年度	計
訪問型サービス	26,556	27,336	28,152	82,044
通所型サービス	30,984	31,884	32,844	95,712
介護予防ケアマネジメント	35,675	36,716	37,818	110,209
合計	93,215	95,936	98,814	287,965

## (6) 計画の推進

### ア 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

### イ 計画における成果指標

指 標		現状値	目標値	指標設定の考え方
1	家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合	非認定者 19.2% 要支援者等 11.4% [2019年度]	非認定者 19.2%未満 要支援者等 11.4%未満 [2022年度]	高齢者と様々な人との関わりを示す指標です。 現状値未満を目標値とします。
2	会・グループ（町会、趣味サークル等）への参加割合	59.9% [2019年度]	59.9%超 [2022年度]	高齢者の社会参加の状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
3	介護予防教室の開催数	479回 [2019年度]	600回 [2023年度]	高齢者の介護予防の取組状況を示す指標です。 2023年度で600回を目標値とします。
4	リハビリテーションサービスの利用者割合	7.5% [2019年度]	7.5%超 [2023年度]	リハビリテーションサービスの提供状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
5	認知症サポーター養成研修の受講者数	累計 14,814人 [2019年度]	累計 20,000人超 [2023年度]	認知症高齢者やその家族を支援し見守る体制の推進状況を示す指標です。 2023年度末で累計20,000人超の受講者を目標値とします。
6	はこだて医療・介護連携サマリー活用機関の割合	52.5% [2019年度]	52.5%超 [2023年度]	在宅医療・介護連携に係る取り組みの活用状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。

※ 指標1、2の値は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による。

### 3 介護保険

#### (1) 介護保険制度の概要

##### ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること</li> <li>・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること</li> <li>・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと</li> <li>・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと</li> </ul>
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号被保険者 65歳以上の方</li> <li>・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方</li> </ul>
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方</li> <li>・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方</li> </ul>
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割または2割もしくは3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

##### イ 要介護認定の状況（令和3年3月末現在）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3,154	2,702	4,084	3,041	2,271	2,326	1,810	19,388
65歳以上 75歳未満	394	362	477	383	260	258	211	2,345
75歳以上	2,760	2,340	3,607	2,658	2,011	2,068	1,599	17,043
第2号被保険者	34	58	52	61	58	32	34	329
合計	3,188	2,760	4,136	3,102	2,329	2,358	1,844	19,717

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（令和3年3月末現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	90(86)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	6(6)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	26(26)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	17(15)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	53(50)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	18(18)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	29(27)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	10(10)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	12(12)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24(24)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度10万円)	23(23)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度20万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	99 (10)

※ 事業者数欄の( )内の数は、介護予防サービス提供事業者数  
(令和2年度実績 ※介護予防・生活支援サービス事業分を含む)

区分	総件数	総利用実日数	1カ月当の日数
訪問介護	61,399	593,096	12.1
訪問入浴介護	1,645	7,233	4.4
訪問看護	16,101	104,273	6.8
訪問リハビリテーション	8,411	43,808	5.3
居宅療養管理指導	21,604	41,193	1.9
通所介護	64,425	445,802	8.2
通所リハビリテーション	16,894	106,085	6.8
短期入所生活介護	9,028	149,034	16.7
短期入所療養介護	258	2,227	8.7
特定施設入居者生活介護 (短期利用含む)	8,993	263,362	29.2
福祉用具貸与	79,038	2,148,731	26.4
福祉用具購入費支給	1,288	—	—
住宅改修費支給	1,023	—	—
居宅介護支援介護予防支援	144,694	—	—

イ 地域密着型サービス（令和3年3月末現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	16(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
地域密着型通所介護	デイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	37(36)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	4(3)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	23(23)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	47(47)
看護小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	5(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	13(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	5(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数（令和2年度実績）

区分	総件数	総利用実日数	1カ月当の日数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,001	286,696	28.7
夜間対応型訪問介護	17	497	29.2
地域密着型通所介護	9,748	75,603	7.8
認知証対応型通所介護	808	10,108	12.6
小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）	5,579	135,560	25.2
認知証対応型共同生活介護（短期利用含む）	10,154	298,870	29.4
複合型サービス（短期利用含む）	1,241	26,352	21.2
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用含む）	4,367	127,344	29.2
地域密着型介護福祉施設サービス	1,645	47,997	29.2

ウ 施設サービス（令和3年3月末現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	17	1,351人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	8	896人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護 職員が手厚く配置された医療機関の病床	3	148人
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズに対応するた め、医療と介護を一体的に受けることがで きる施設	2	140人

※ 施設サービスの利用は、要介護1以上の方です。

（令和2年度実績）

区分	総件数	総利用実日数	1カ月当りの日数
介護老人福祉施設サービ ス	14,436	417,422	28.9
介護老人保健施設サービ ス	9,838	282,029	28.7
介護療養型医療施設サー ビス	1,411	39,726	28.2
介護医療院サービス	2,040	60,193	29.5

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則かかった費用の1割、また、65歳以上の第1号被保険者であって、一定以上の所得がある方は2割、特に所得の高い方は3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（令和2年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が0円だった方の利用者負担を全額免除）	0人	0人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1割分）を50%または25%軽減 生活保護受給者の居住費を100%軽減）	1,416人	118人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費・居住費の一部負担軽減）	28,365人	2,363人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	24人	2人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	42,745人	3,562人

#### (4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

##### ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて9段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額6,320円となっています。

##### (7) 段階別の保険料（2021～2023年度）

区分	要件		算定式	月額保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員	基準額 ×0.3	1,897円	
第2段階			が市民税 非課税	基準額 ×0.5	3,160円
第3段階				基準額 ×0.7	4,424円
第4段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯の中に市民税	基準額 ×0.9	5,688円	
第5段階			課税者がいる世帯	基準額 ×1.0	6,320円
第6段階	・本人の合計所得金額が120万円未満 ・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満 ・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満 ・本人の合計所得金額が320万円以上	本人が 市民税 課税	基準額 ×1.2	7,584円	
第7段階			基準額 ×1.3	8,216円	
第8段階			基準額 ×1.5	9,480円	
第9段階			基準額 ×1.7	10,744円	

※ 第1～3段階には公費投入により、保険料の基準額に対する割合を引き下げる軽減を実施しています。

※ 月額保険料は、所得段階別の保険料（年割）を12で割って円未満の端数を四捨五入した金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

（令和3年5月末現在）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25,029	9,077	8,379	9,223	6,595	11,839	11,466	3,948	3,633	89,189
(28.1%)	(10.2%)	(9.4%)	(10.3%)	(7.4%)	(13.3%)	(12.8%)	(4.4%)	(4.1%)	(100%)

※ 4・5月に資格取得した者を除く

(イ) 令和2年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞納繰越分	合 計
調 定 額	5,064,113	515,284	93,124	5,672,521
収入済額	5,071,931	479,877	31,073	5,582,881
収 納 率	100.2%	93.1%	33.4%	98.4%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

・ 災害（震災・風水害・火災等）、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免が受けられる場合があります。

・ 第2段階・第3段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成13年度（10月）

内 容 第2段階・第3段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第1段階の保険料に軽減します。

イ 第2号保険料

第2号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

開始年度 平成29年度

内 容 要支援者等に対し、要支援状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うため、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスのほか、生活援助のみの訪問サービスや、運動機能・口腔機能の向上を目的とした通所サービスを実施します。

令和3年度予算額 1,435,761千円

イ 介護予防普及啓発事業

開始年度 平成18年度

内 容 高齢者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室や介護予防普及啓発のための各種講座を開催するほか、介護予防を目的に作成した「はこだて賛歌 de 若返り体操」DVDの配布、町会・老人クラブ等の団体に対する、介護予防に関する講話と実技の指導などを行います。

令和3年度予算額 39,395千円



## ウ 地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域で介護予防に取り組むグループの支援を行うほか、市が養成した介護予防体操リーダーの支援のため、「フォローアップ講座」や「ゆる元体操中級指導者養成講座」を開催します。

令和 3 年度予算額 355 千円

## エ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 40 歳以上の市民が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金または商品との交換ができる体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

令和 3 年度予算額 2,040 千円

## オ 暮らしのサポーター養成事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における住民主体の助け合い活動の中心となるキーパーソンおよび担い手として、暮らしのサポーターを養成するとともに、地域の活動の場へつなげることで、高齢者の社会参加につながる居場所づくりなど、住民主体の助け合い活動の創出・充実を図ります。

令和 2 年度予算額 7,117 千円

## カ 地域リハビリテーション活動支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）および管理栄養士・栄養士の関与を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

令和 3 年度予算額 801 千円

## キ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(10 圏域)に1か所ずつ「高齢者あんしん相談窓口地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業

令和 3 年度予算額 346,057 千円

## ク 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会および部会・分科会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制について協議を進めるほか、平成 29 年 4 月に設置した医療・介護連携支援センターにおいて、それらの仕組み等を全市的に広げる取り組みを進めます。

令和 3 年度予算額 29,173 千円

## ケ 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の一つとして、NPO、民間企業、社会福祉協議会、地縁組織等の生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、地域資源の開発等による支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

令和 3 年度予算額 51,168 千円

## コ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に解放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。

令和 3 年度予算額 860 千円

## サ 男性家族介護者交流事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

開催回数 6 回

令和 3 年度予算額 186 千円

## シ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 2（認定調査時の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のものに限る）または要介護 3・4・5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービス（福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く。）の利用日数が 10 日以内の方を、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

令和 3 年度予算額 11,000 千円

## ス 家族介護支援員の配置

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問・電話・窓口等で相談支援を行います。

相談件数 1,099 件（令和 2 年度 延件数）

令和 3 年度予算額 378 千円

## セ 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

令和 3 年度予算額 44 千円

## ソ 家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 3，4 または 5」と認定された市民税非課税世帯の方を在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設およびおむつの持ち込み可能な病院を含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 5,000 円まで）を給付します。

令和 3 年度予算額 9,969 千円

## タ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成8年度

内 容 地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

年 度	H30	R元	R2
延利用食数	16,409	14,541	12,364

令和3年度予算額 6,772千円

費用の負担 受託事業者が利用者から1食あたり400円を徴収

## チ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成8年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地4号棟(40戸)

令和3年度予算額 6,534千円

## ツ 地域ケア会議推進事業

開始年度 平成22年度

内 容 高齢者本人や家族、民生児童委員等の地域関係者、福祉・保健・医療の専門職、行政等が集まり、個別ケースの支援内容や地域の課題について話し合うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、次の会議を開催します。

- ・個別ケースの検討を行う地域ケア会議（地域包括支援センターに委託）
- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議（地域包括支援センターに委託）
- ・函館市地域ケア全体会議
- ・ケアプラン検討事業

実施状況	年度	個別ケースの検討		地域課題の検討		全体会議		ケアプラン検討事業	
		回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
	29	62回	397名	34回	977名	3回	256名	—	—
	30	61回	344名	35回	871名	5回	277名	—	—
	元	56回	304名	40回	800名	4回	414名	9回	78名
	2	58回	291名	25回	313名	2回	24名	4回	23名

令和3年度予算額 3,881千円

**テ 地域支援拠点設置推進事業**

開始年度 令和元年度  
 内 容 高齢者や障がい者，生活困窮者等を地域で見守り，支援する体制づくりを進めるため，「福祉のまちづくりフォーラム」を開催し，行政と地域住民等が問題意識を共有しながら連携することで，「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

実施状況	年度	開催内容	参加者
	元	地域共生社会についての講演 シンポジウムによる好事例の共有 意見交換	214名

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

令和3年度予算額 554千円

**(6) 認知症施策**

**ア 認知症介護予防普及啓発事業**

開始年度 平成28年度  
 内 容 軽度認知障害（MCI）のスクリーニングテストを行うことにより，認知症予防の取組みの推進を図るほか，町会・老人クラブ等の団体に対して，認知症の予防や早期発見，早期診断等の認知症に関する講話を行います。

令和3年度予算額 1,762千円

**イ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」**

開始年度 平成9年度  
 内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し，保護することを目的に連絡通報，保護体制のシステムを実施します。

函館市 ANSIN メール配信件数

年 度	区 分	件 数
H30		10
R元		9
R2		10

## ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより，認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	参加者数
H30	47	1,288
R元	35	1,289
R2	36	1,011

令和 3 年度予算額 251 千円

## エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で，一定の要件に該当する方に，市長申立てを行うほか，成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
H30	4	1	21
R 元	8	2	41
R2	9	1	49

令和 3 年度予算額 11,856 千円

## オ 認知症地域支援ケア向上事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や，認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を市および各  
地域包括支援センターに配置し，誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより，認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

令和 3 年度予算額 11,856 千円

## カ 認知症初期集中支援推進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 「認知症初期集中支援チーム（はこだてオレンジケアチーム）」を配置し、認知症専門医の指導のもと、保健師、介護支援専門員等の専門職が、認知症の人やその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるなど初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

令和 3 年度予算額 7,710 千円

## キ 函館市成年後見センター

開始年度 平成 28 年度

内 容 急速な高齢化に伴い増加傾向にある認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度に関するワンストップ窓口として、相談から利用に至るまでの支援や、新たな担い手である市民後見人の育成・活動支援を行うとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等とのコーディネート機能を担うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

令和 3 年度予算額 18,636 千円

## (7) 介護従事者確保施策

### ア 介護・福祉施設等職員人材育成事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 介護職員を対象とした研修会を開催することで、高齢者等に配慮した、より質の高いサービスを適切に提供できる人材の育成を図ります。

令和 3 年度予算額 53 千円

### イ 介護職員初任者研修受講支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 介護職員初任者研修の受講費用の一部を支援することで、市内の介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着ならびにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図ります。

実施状況

年度	受講者
平成 29 年度	9 人
平成 30 年度	14 人
令和元年度	10 人
令和 2 年度	23 人

令和 3 年度予算額 1,545 千円

## ウ 介護サービス従事者養成事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A（日常の掃除・洗濯等の生活援助サービス）に従事する人材の養成，潜在的な介護人材の復職支援，介護の仕事に興味を持つ新たな人材の確保を目的とした研修を実施するほか，当該研修の修了者を，介護事業所への就業に結び付けます。

※介護のしごと就労マッチング事業と一体的に実施

実施状況	年度	参加者	修了者	就労者(延人数)
	平成 29 年度	19 人	16 人	4 人
	平成 30 年度	36 人	31 人	9 人
	令和元年度	17 人	14 人	2 人
	令和 2 年度	14 人	9 人	2 人

※参加者・修了者には補講者も含む

令和 3 年度予算額 2,013 千円

## エ 介護助手活用促進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 介護事業所が介護職の業務の見直し等を行い，元気高齢者や再就業を希望する方などの地域人材を直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用した場合に雇用奨励金を交付すること等により，介護職の業務負担の軽減や専門性の高い業務に集中して携わることができるよう労働環境の改善を図り，介護職の職場定着と介護人材の確保につなげます。

実施状況	年度	参加事業者	地域人材向け説明会参加者	就労マッチング希望者	就労マッチング者
	平成 30 年度	2 事業者	72 人	54 人	16 人
	令和元年度	3 事業者	57 人	30 人	11 人
	令和 2 年度	4 事業者	17 人	21 人	11 人

令和 3 年度予算額 1,606 千円

## オ 介護のしごと就労マッチング事業

開始年度 令和元年度

内 容 介護事業所への就労を希望している潜在介護職員（介護福祉士等の有資格者および無資格者のうち以前に介護職員として就労していた者）等を対象に，現在の介護保険制度や介護技術に関する講義や演習を行い，参加者の介護の知識とスキルの向上を図り，就労を支援するとともに，広く求職者を対象にプチ職場体験および就職面接会を行い，人材の確保を促進します。

※介護サービス従事者養成事業と一体的に実施



実施状況

令和元年度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・パソコン研修・実地研修	13人
	プチ職場体験ツアー	職場体験	6人
	就職面接会(2回)	事業者との面接会	95人
	市内介護関係への就労者		17人

令和2年度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・パソコン研修・実地研修	23人
	プチ職場体験ツアー	職場体験	中止
	就職面接会(1回)	事業者との面接会	48人

令和3年度予算額 4,323千円

#### 4 高齢者福祉サービスの推進

##### (1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

##### 活動状況（令和2年度）

区分	生活援助員派遣		食の自立支援事業	
	相談	訪問	相談	訪問
高齢	59	0	41	0
亀田	2	0	10	0
戸井	2	0	-	-
恵山	5	0	-	-
椴法華	1	0	-	-
南茅部	0	0	-	-
計	69	0	51	0

区分	東部 外出支援		緊急通報 システム		除排雪		寝具乾燥		老福ショート ステイ	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	-	-	400	2	206	0	3	0	51	0
亀田	-	-	68	0	238	0	2	0	28	0
戸井	83	0	17	0	7	0	1	0	2	0
恵山	88	0	14	0	15	0	4	0	0	0
椴法華	44	0	0	0	9	0	0	0	0	0
南茅部	9	0	10	0	30	0	10	0	3	0
計	224	0	509	2	505	0	20	0	84	0

活動状況つづき（令和2年度）

区分	虐待対応		障害者控除		リフォーム 助成		養護老人 ホーム入所	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	938	137	63	0	35	4	119	9
亀田	7	0	15	0	16	3	5	0
戸井	0	0	0	0	0	0	0	0
恵山	0	0	0	0	0	0	0	0
椴法華	0	0	0	0	0	0	0	0
南茅部	0	0	0	0	0	0	0	0
計	945	137	0	0	51	7	124	9

区分	在宅介護 相談		保健・ 医療相談		合計	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	844	8	38	3	2,797	163
亀田	1,158	0	10	0	1,559	3
戸井	68	0	0	0	180	0
恵山	0	0	0	0	126	0
椴法華	4	0	0	0	58	0
南茅部	142	0	0	0	204	0
計	2,219	8	48	0	4,427	164

## (2) 高齢者等在宅生活支援事業

### ア 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

令和3年度予算額 267千円

費用の負担 利用者負担無し

※令和3年10月末で事業廃止予定

### イ 東部地区外出支援サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

令和3年度予算額 8,785千円

費用の負担 利用者負担無し

### ウ 除雪サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

令和3年度予算額 4,722千円

費用の負担 利用者負担無し

#### 実施状況

区 分 / 年 度	H30	R元	R2
寝 具 乾 燥	延 196件	延 184件	延 153件
外 出 支 援	延 3,129人	延 2,634人	延 2,643人
除 雪	延 1,474件	延 614件	延 2,257件

### エ 高齢者生活援助員派遣サービス事業

令和3年度

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的で軽易な生活援助サービスを行います。

令和3年度予算額 152千円

費用の負担 受託事業者が利用者から作業1時間あたり110円（1回2時間まで）を徴収

### (3) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所生活介護施設に入所させ、生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 36 施設

令和 3 年度予算額 1,611 千円

費用の負担 受託事業者が利用者から日額 773 円，送迎片道 184 円を徴収  
(その他食費，滞在費，日常生活費は自己負担)

### (5) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配布し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者，またはそれに準じる世帯

令和 3 年度予算額 36 千円

費用の負担 全額市費負担

配布状況 18,226 本(令和 2 年度末現在)

## (6) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

- 開始年度 平成4年度
- 内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し，火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより，日常生活における不安感を取り除き，安心して生活ができるようにします。
- 対 象 者 おおむね65歳以上の者で，次の条件のいずれかを満たす者。
- ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
  - イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
  - ウ ア，イの要件を満たさない85歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方
  - エ ひとり暮らし以外でも，ア，イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備  
端末機の  
整備状況

・緊急通報 … 消防本部 ・相談通報 … 保健福祉部高齢福祉課

年 度	H30	R 元	R2
新規設置台数	164	140	180
年度末設置台数	1,588	1,469	1,447

令和3年度予算額 30,752千円

費用の負担 全額市費負担（ただし，通報に係る通話料金は利用者の負担）

## (7) いきいき住まいリフォーム助成事業

- 開始年度 平成6年度
- 内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが，車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう，住宅を改造（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。（前年の所得税が課税されていない世帯が対象）
- 実施施設 玄関，廊下，浴室，便所，洗面所等の段差解消，手すり取付，ドアの取替等の部分的な改造工事 ※改造工事に要する費用の3分の2，上限50万円（ただし，介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を減ずる。）

実施状況

年 度	H30	R 元	R2
利用件数	5	-	2

令和3年度予算額 1,200千円

費用の負担 利用者から事業者へ改造工書の費用を支払い後，市がその費用の3分の2（上限50万円）を利用者へ給付する。

#### (8) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成3年度

内 容 地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に補助し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施主体 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業  
町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等  
イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業  
ボランティア活動を実践している団体に対する援助  
ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいつくりの推進に関する事業  
世代間交流活動等  
エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業  
ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等

補助率 対象経費の10分の9、10分の10

令和3年度予算額 43,822千円

#### (9) 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

施設数 2施設

令和3年度予算額 26,768千円

費用の負担 市が利用者の負担能力に応じて負担金を徴収。

#### (10) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度 (※ 中核市移行により平成17年10月北海道から移管)

内 容 老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。

施設数 5施設

令和3年度予算額 148,636千円

費用の負担 全額市費負担

## 5 高齢者の生きがいくりの推進

### (1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）  
内 容 永年，社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため，満 88 歳および満 100 歳を迎える市民に祝状を贈呈します。

令和 3 年度予算額 449 千円  
費用の負担 全額市費負担

### (2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 30 年度（高齢者交通料金助成券は平成 29 年度で廃止）  
内 容 70 歳以上の高齢者が，ICカード（nimoca）を使用して市電または函館バスに乗車した際，運賃の半額を電子マネーで還元します。  
対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者  
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）

令和 3 年度予算額 65,055 千円  
費用の負担 全額市費負担

### (3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度  
内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。

令和 3 年度予算額 8,455 千円  
費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

### (4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度  
内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の  
状 況

区分 / 年度	H30	R元	R2
クラブ数	109	104	101
会員数（人）	5,497	5,034	4,722

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）  
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

令和 3 年度予算額 8,159 千円  
費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。



#### (5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

令和 3 年度予算額 7,911 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

#### (6) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 2,137 人 出品数 1,099 点（令和元年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止。

令和 3 年度予算額 3 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (7) 老人福祉センター

高齢者（60 歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人 福祉センター	谷地頭老人 福祉センター	総合福祉センター内 老人福祉センター
所 在 地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号	若松町33番6号
種 別	A型	A型	B型
敷地面積	2,500㎡	1,328.57㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	ブロック造平屋建 670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建 958.86㎡	
総工費	57,080千円	559,535千円	—————
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日 移転改築	平成6年4月1日
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用	無
利用時間	午前9時30分～ 午後4時30分	午前9時30分～ 午後4時30分	午前9時～ 午後5時
料 金	無 料	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	日曜日	月曜日

利用状況（続き）

年 度	H27		H28	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	68,661 (62,466)	235 (214)	66,935 (62,010)	229 (212)
谷 地 頭	86,072 (85,037)	294 (290)	86,077 (85,199)	296 (293)
美 原	54,729 (47,714)	187 (163)	50,954 (44,346)	175 (152)
総合福祉センター内	56,972	185	53,469	174
計	266,434 (195,217)	901 (667)	257,435 (191,555)	874 (657)
年 度	H29		H30	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	62,109 (58,144)	213 (200)	62,844 (58,106)	217 (214)
谷 地 頭	84,705 (84,046)	291 (289)	63,713 (62,127)	220 (215)
美 原	48,447 (42,112)	166 (145)	36,384 (28,282)	125 (97)
総合福祉センター内	53,511	174	50,833	165
計	248,772 (184,302)	844 (634)	213,774 (148,515)	727 (526)

施設名	R元		R2	
	利用者 <sup>※1</sup> (うち入浴利用者)	1日平均 <sup>※1</sup> (うち入浴利用者)	利用者 <sup>※2</sup> (うち入浴利用者)	1日平均 <sup>※2</sup> (うち入浴利用者)
湯川	56,282 (52,886)	216 (206)	7,279 (2,858)	27 (168)
谷地頭	54,809 (52,845)	209 (201)	3,469 (2,247)	13 (173)
美原	40,543 (34,990)	156 (135)	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
総合福祉センター内	44,607	145	18,489	60
計	196,241 (140,721)	726 (542)	29,237 (5,105)	100 (341)

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月28日から3月31日まで臨時休館。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月20日から5月25日まで臨時休館、5月26日以降入浴サービス休止。

※2 令和2年3月31日付け美原老人福祉センター廃止。

令和3年度予算額 71,326千円（総合福祉センター内老人福祉センターの経費は除く。）  
費用の負担 全額市費負担

## 6 要援護高齢者対策の推進

### (1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(令和3年4月1日現在)

措置状況	区分	施設数	男	女	計
	市内施設	2か所	41人	200人	241人
	市外施設	15	14	45	59
	計	17	55	245	300

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），三杉荘（せたな町），静山荘，慈啓会ふれあいの郷（札幌市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），門別長生園（日高町），祥風苑（岩手県大船渡市），第二光が丘ハウス（福井県越前町），潮見老人ホーム（東京都江東区），聖明園曙荘（東京都青梅市），豊寿園（千葉県船橋市），津軽ひかり荘（青森県弘前市），ひのき（江差町）

令和3年度予算額 564,379千円

費用の負担 市が本人や扶養義務者の負担能力に応じて負担金を徴収。

### (2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成22年度

内容 ア 函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会  
司法関係者，学識経験者等各分野の専門家や医療関係，介護関係，警察等関係団体の代表者によって構成される会議を開催し，高齢者虐待や障がい者虐待等に関する情報交換，関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

イ 普及啓発活動

・講演会の開催・リーフレットの配付・パネル展の開催

令和3年度予算額 136千円

### (3) 高齢者虐待への対応

内容 高齢者虐待防止法に基づき，市の責務として関係機関と連携し，高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	H30	R元	R2
通報件数	58	58	38
虐待と判断	16	18	10
虐待ではない	12	7	1
判断に至らず	17	21	12

※調査が年度をまたぐ場合があるため，通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

※虐待判断は養護関係（高齢者を養護する方）にある方を対象とする

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	H30	R元	R2
通報件数	8	6	6
虐待と判断	2	1	3
虐待ではない	4	1	1
判断に至らず	4	4	0

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげます。

実施状況 ①高齢者の実態把握

地域包括支援センターが介護保険サービス等を利用していない高齢者宅を訪問し実態把握を行うとともに、必要時、適切な支援につなげます。

- ・65歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成20～24年度）
- ・65歳以上高齢者のみ世帯を対象とした実態把握（平成25～28年度）
- ・75歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成29年度～）

②見守り協定の締結

事業の趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合、訪問先などで異変等を発見したときに市に通報していただき、市は関係機関と連携し適切な対応を行います。

- ・協定締結事業者数（令和3年4月1日現在） 22事業者